

杉並区会計年度任用職員(一般)【看護師】募集案内

令和6年6月14日
杉 並 区

【1】 採用区分及び応募資格等

(1) 採用区分・勤務場所・勤務態様・採用予定数

採用区分		勤務場所	勤務態様	採用予定数
会計年度任用職員(一般)	看護師	・杉並区立保育園 ・杉並区立小規模保育事業所 ・杉並区立子供園	月16日 1日7時間45分	若干名

(2) 仕事内容

区立保育園、区立小規模保育事業所及び区立子供園における園児の健康管理、健康指導、応急処置等

(3) 任用期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

※条件付採用期間(試用期間) 1か月

※公募によらない再度の任用制度あり

(公募によらない再度任用の可否は、勤務実績等による能力実証を行います。そのうえで、1年度ごとで5回までとします。)

(4) 応募資格

① 国籍を問わず、看護師の免許を有する方。

(令和6年7月31日までに取得見込みの方を含む。)

※看護師免許取得見込みの方は、取得見込証明書をご提出ください。

※看護師免許取得見込みで受験した方は、国家試験に合格しなかった場合、採用いたしません。

② 次に掲げる事項に該当する方は、応募できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心身耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

【2】 申込方法

インターネット応募専用フォームから申し込むか、所定の申込書に必要事項を記入し、**看護師免許証の写しを添えて**、郵送又は窓口を持参し申し込んでください。

所定の申込書は、杉並区ホームページからダウンロードすることもできます。

申込方法	申 込 期 限	送付先・申込場所
インターネット	令和6年7月4日（木）午後5時まで（必着）	下記の URL・二次元コードから申込  https://logoform.jp/f/ePNCS
郵送 又は 持参	令和6年7月4日（木）午後5時まで（必着） ※持参の場合は、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで	〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 子ども家庭部保育課管理係（東棟3階）

・郵送で申し込む場合は、封筒の表に「**会計年度任用職員（一般）【看護師】採用選考申込書在中**」と**赤字で明記**し、必ず**簡易書留**により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については、一切の責任を負いません。

・申込書の職歴欄が不足する場合は、別紙「職務経歴書」にご記入ください。

※看護師免許取得見込みの場合は、取得見込証明書を添付してください。

※応募書類は返却いたしません。収集した個人情報、杉並区個人情報保護条例に基づき、適切に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

【3】 第1次選考

方 法	書類選考	所定の申込書により書類選考を行います。 ※申込書は今回の選考にのみ利用し、その他の目的に利用することは ありません。
合格発表	合否にかかわらず、令和6年7月10日（水）までに、応募者全員に結果通知を発送します。合格者には、面接日時等を併せてお知らせします。	

【4】 第2次選考

日時・場所 （予定）	○令和6年7月12日（金）～7月16日（火）のうち、いずれか1日 ○杉並区役所（時間等の詳細は、第1次選考合格通知と併せてお知らせします。）	
方 法	面 接	会計年度任用職員（一般）【看護師】として必要な基礎的知識及び人物について、個別面接により行います。
合格発表	令和6年7月中旬 ※勤務場所等は、7月下旬にお知らせします。	

【5】 報酬・手当

月額 228,480円（令和6年4月1日現在）（地域手当に相当する報酬を含みます。）

※1 再度任用された場合、経験加算（昇給）があります。また、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定があった場合、報酬額が増減することがあります。

- ※2 通勤費を支給します。(上限1か月55,000円まで)
- ※3 採用前に報酬改定等があった場合はそれによります。
- ※4 期末手当を支給します。

【6】 勤務条件・休暇

- ◇ 勤務日は、日曜日・祝日を除く1か月あたり16日勤務となります(ただし、行事等により日曜日・祝日に勤務が入る場合もあります。)
- ◇ 正規の勤務時間は、午前7時30分から午後7時45分まで(区立子供園は午後6時45分まで)の間の1日7時間45分です。
- ◇ 公務のため必要がある場合は、正規の勤務時間を超えた勤務(超過勤務)となることがあります。
- ◇ 採用年度における年次有給休暇は、年9日付与されます。ただし、2年目以降は、年13日付与されます。
- ◇ 慶弔休暇、夏季休暇、子育て支援や介護に関する休暇などの制度があります。

【7】 社会保険・福利厚生

- ◇ 社会保険(健康保険・厚生年金保険)及び雇用保険に加入します。
- ◇ 年1回、一般的な健康診断が受けられます。
- ◇ 労働災害補償又は公務災害補償の対象となります。
- ◇ 杉並区職員互助会に加入することができます。

【8】 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに、人事評価、分限処分、懲戒処分の対象となります。

【9】 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、令和2年度から新たに創設された地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員です。常勤職員が担う業務の遂行を補完する職として採用されます。

【10】 申込み・問合せ先

杉並区役所 子ども家庭部保育課管理係

〒166-8570

東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL: 03-3312-2111 (代表) 内線 1343

杉並区役所ホームページ(募集案内ページ)

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/news/saiyo/1015427/1095196.html>



この採用選考に合格し、採用された場合

◆ 勤務場所 ◆

下記の区内施設が勤務場所となります。

(なお、勤務場所は年度途中を含め、異動となる場合があります。)

① 保育園

区立保育園は27園(区直営)あり、そのうち、障害児保育指定園は15園、0歳児保育実施園は18園(産休明け保育実施園7園を含む。)あります。全ての保育園で延長保育を実施しています。

② 小規模保育事業所

区が定める設置運営基準を満たした、区立の小規模保育所です。0～2歳児の児童を受け入れています。

③ 子供園

区立幼稚園6園を、転換し開設した区独自の幼保一体化施設です。3歳から5歳までの幼児を、短時間保育と長時間保育で受け入れています。

